

広島県告示第九百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市八千代町勝田字化正面一三〇六番 六地先から 安芸高田市八千代町勝田字化正面一三〇八番 一地先まで		九・二〇〇 一〇・五〇〇	一一・〇〇〇 一三・〇〇〇	三三・〇〇〇	
			三三・〇〇〇		拡幅